



児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当額が改正されます

4月から児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当額が変わります。
※消費者物価指数の変動に応じて手当額が改正される「物価スライド制」となっています

■児童扶養手当

	現 行	改 正 後
全部支給	43,160円	43,070円
第2子加算額	10,190円	10,170円
第3子以降加算額	6,110円	6,100円
一部支給	43,150円～10,180円	43,060円～10,160円
第2子加算額	10,180円～5,100円	10,160円～5,090円
第3子以降加算額	6,100円～3,060円	6,090円～3,050円



問 福祉課
こども係
☎75-6118

※児童扶養手当…父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、中度以上の障害がある場合は20歳未満）を養育している人に対し、生活の安定と自立を助け、児童の健やかな成長のために支給する手当

■特別児童扶養手当

	現 行	改 正 後
1級	52,500円	52,400円
2級	34,970円	34,900円

※特別児童扶養手当…身体や精神に中度以上の障害がある児童（20歳未満）の父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人に支給する手当



問 福祉課 こども係
☎75-6118

■障害児福祉手当・特別障害者手当

	現 行	改 正 後
障害児福祉手当	14,880円	14,850円
特別障害者手当	27,350円	27,300円

※障害児福祉手当…20歳未満で、重度の障害状態にあるため、日常生活で常時介護を必要とする障害児本人に支給する手当

※特別障害者手当…20歳以上で、著しく重度の障害状態にあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする障害者本人に支給する手当



問 福祉課 高齢・障害者福祉係 ☎75-4823

■対象となる料金

- ・保育料 ・後期高齢者医療保険料 ・住宅使用料
 - ・下水道事業受益者負担金 ・農業集落排水事業分担金
- ※市税も引き続きコンビニエンスストアで納付が可能です

■利用可能なスマートフォン決済アプリ

- ・PAYB（ペイビー）
- ・PayPay（ペイペイ）
- ・LINE Pay（ラインペイ）

■その他

- ・スマートフォンアプリでの納付の場合、領収書は発行されません（納付の確認はアプリ内支払い履歴から確認するか、市役所各担当課に問い合わせください）。また、コンビニエンスストアなどの窓口では、スマートフォン決済アプリを使っての納付はできません
- ・手元に領収印のない納付書が残りますので、二重納付しないように気を付けてください
- ・軽自動車税の納税証明書が必要な場合は税務課納税係まで問い合わせください
- ・口座振替も引き続き利用できます



コンビニで保育料
などの納付が可能に！

問 税務課 納税係 ☎75-6115

